

平成25年度公共交通事故被害者等支援懇談会 議事概要

1 日時

平成26年3月17日(月)13:00～15:00

2 場所

中央合同庁舎3号館4階 総合政策局局議室

3 出席者

有識者:垣本委員、下村委員、富田委員、中島委員、美谷島委員
(高木委員、林委員は御欠席)

行政:国土交通省総合政策局奈良平次長、公共交通事故被害者支援室員(安心生活政策課及び省内関係部局担当課担当者)等

4 議題

公共交通事故被害者支援室における被害者等支援の取組について等

5 概要

公共交通事故被害者支援室における平成25年度の被害者等支援に関する取組み及び「業務マニュアル」の見直しについて説明を行い、意見交換を行った。

意見交換において委員から出された主な意見は以下のとおり。

平成25年度の被害者等支援に関する取組みについて

○公共交通事故被害者支援室における平成25年度の支援活動について

- 支援室自体の存在がまだまだ知れ渡っていないのが現状であり、その意味では、コンタクトカードが被害者にしっかり行き渡ることが重要。
- 事故直後は混乱しており、コンタクトカードをもらったかどうかわからなくなるケースも考えられる。その意味では、事故後に支援室の存在を早期援助団体に周知することも有効と思われる。
- 事故後に警察が被害者の手引きを配っているが、実際にはもらっているのに、もらっていないと答える人も多い。その意味では、本人に手渡っているかどうかのフォローアップは非常に重要。一時的には病院にコンタクトカードを託すのはやむを得ないが、可能であれば、再度訪問できればなおよい。
- コンタクトカード配布について、重傷の場合は本人に会えず、病院等に託しているとのことだが、職員に実際に会うと相談もしやすくなると思われるので、大変かもしれないが時間を置いて再訪することも一案。

○公共交通事業者による被害者等支援計画について

- 大手だけでなく、中小のバス事業者が支援計画を策定したのは素晴らしい。そういった意識の高い事業者には、一定の評価を与える仕組みも検討してみてもどうか。そうすることで中小事業者同士の情報交換にもつながる。
- 支援計画について、事業者向けに策定促進のための講習会をしてはどうか。既に計画を策定した事業者や、国土交通省から説明することで、事業者の策定の手助けとなる。

○公共交通事故被害者支援室のネットワークの構築状況について

- 内閣府が地方レベルで開催している意見交換会にも地方運輸局から出席者があり、ネットワーク形成が着実に進展していると実感した。

公共交通事故被害者支援室「業務マニュアル」の見直しについて

- 事故原因については、航空機事故や鉄道事故では運輸安全委員会になるが、バス事故の場合は、警察と国土交通省がそれぞれの観点から調査することになる。警察は責任追及のための捜査であり、国交省は原因究明のための調査なので、その二つの線引きはしっかりとしてもらいたい。
- 被害者支援業務を行う上では、各団体とネットワークを結ぶことが最重要。特にマスコミによる2次被害について懸念しているが、コーディネーターとして被害者を守っていくためには、ネットワークを作っていくしかない。その意味では、遺族ネットワークも充実しているので、被害者の会など、自助グループのネットワークもぜひ活用していただきたい。
- 関越バス事故では、群馬県のサポートセンターだけでなく、群馬県警の交通指導課も宿泊場所の手配等を積極的に紹介していたようだ。
- 被害者支援団体はあまり宿泊場所の手配はしたことがない。また、心のケアに関する相談は、各県の精神保健福祉センターでもできるが、被害者支援団体でも受け付けているので、紹介先として追加してみてもどうか。他に、DMAT という災害時に派遣される医療チームも、心のケアに関する相談の紹介先に加えてみてはどうか。災害にあたるような大規模事故だけでなく、小規模事故でも動いてくれる可能性がある。

(以上)